

6月の病院だより

黒部市三日市1108番地1 TEL 0765-54-2211

FAX 0765-54-2962

黒部市民病院 医事課

休診のご案内					
関節スポーツ外科			10日(金)、17日(金)		
各科医師の休診					
内科	辻	1日(水)、8日(水)午後	外科	桐山	10日(金)
		29日(水)午後		中沼	10日(金)
	山内	24日(金)	整形外科	藤田	15日(水)、17日(金)
	家城	23日(木)	産婦人科	新居	16日(木)/市議会出席時 休診 28日(火)
	河岸	16日(木)			
	吉本	16日(木)、17日(金)	胃腸科	富田	2日(木)、3日(金)
	鈴木	17日(金)	脳神経外科	宮島	15日(水)
神原	16日(木)	耳鼻咽喉科	丸山	17日(金)	
小児科	篠崎	2日(木)、3日(金)	形成外科	台蔵	3日(金)
上記以外でも休診になる場合がありますので、各科の掲示板をご覧ください					

*** 患者様へお知らせ ***

◆ 入院費の負担が減る『限度額適用認定証』って何？

Q1：対象者とその利点は？

A1：入院予定または入院中で、70歳未満の方が対象です。この手続きをすれば、たとえ医療費が100万円以上かかろうと、1か月の保険診療にかかる費用は約8万円（上位所得者は約15万円）で済むことになります。つまり、一定の額を超えた医療費は支払わなくてよいのです。なお、これに食事負担金と自費分（病衣や差額ベッド代など）を加えたものが1か月の入院費となります。

Q2：限度額適用認定証を病院に出さなかったらどうなるの？

A2：1か月の保険診療費にかかる費用が一定額（一般＝約8万円、上位所得者＝約15万円）より少なければ、認定証の有無にかかわらず入院費は同じです。しかし、一定額を超える場合は、いったん全額をお支払いいただき、その後自分が加入している健康保険の窓口で高額療養費の手続きをすれば、一定額を超えて支払った差額分が、約2～3か月後に還付されます。

Q3：限度額適用認定証はすぐに発行してもらえるの？ いつから適用されるの？

A3：手続きは、加入している健康保険の窓口へ申請しなければなりません。ですが、その日にすぐ発行してもらえるわけではなく、ご加入の健康保険により異なりますが、1週間以上かかることもあります。ただし、手続きをしたその月の1日にさかのぼって適用されます。たとえば、5月31日に手続きしても、5月1日にさかのぼって適用されます。なお、入院した日の翌月になってから手続きをした場合、前月にさかのぼって適用されることはありませんので、ご注意ください。

● 詳しくは、医事課・入院係へお問い合わせください。

保険証は、月に一度、受付で提示してください